

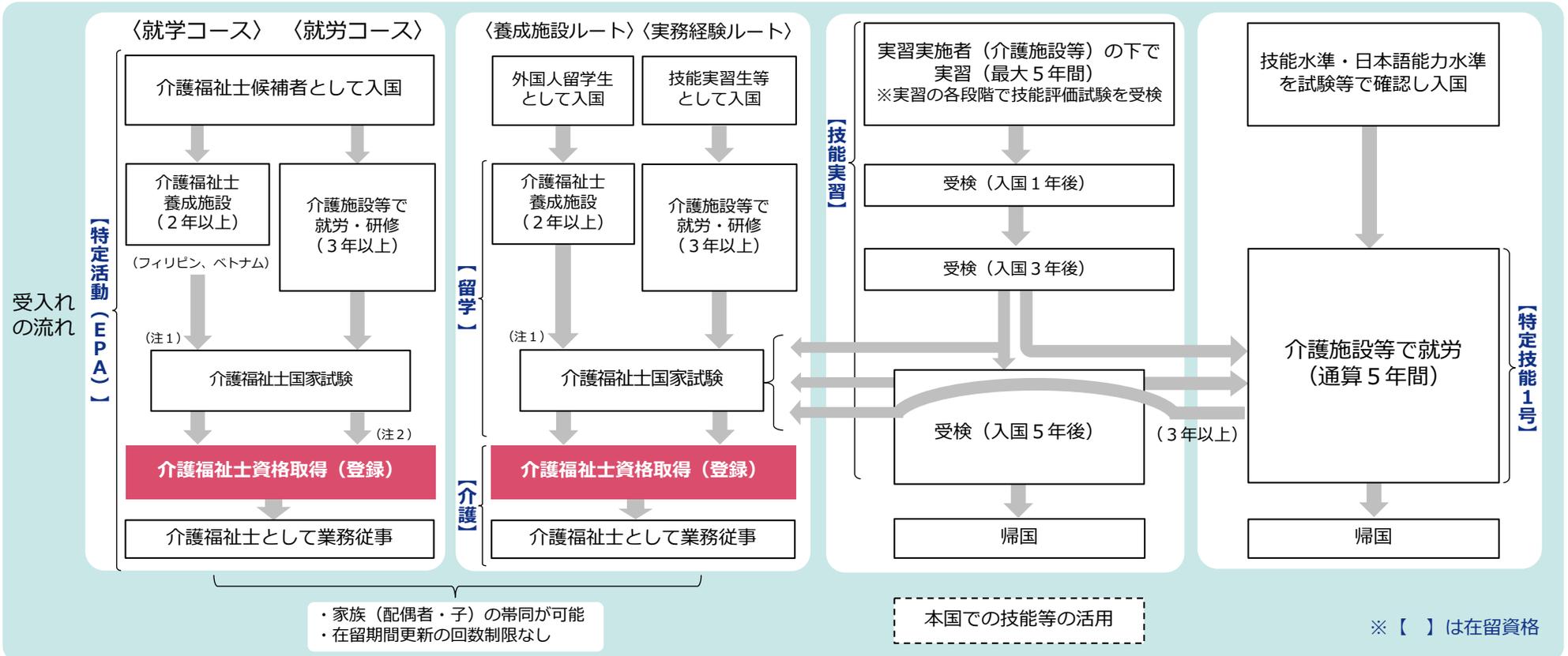
外国人介護人材の受入れに関する制度の現況について

令和7年4月4日

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課 福祉人材確保対策室

外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1 ~）	技能実習 （H29. 11 / 1 ~）	特定技能1号 （H31. 4 / 1 ~）
在留者数	3,252人（うち資格取得者452人） （令和7年3月1日時点）	12,227人 （令和6年12月末時点）	15,909人 （令和5年12月末時点）	44,367人 （令和6年12月末時点）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転（注3）	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

（注3）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

在留資格「介護」

背景

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

介護福祉士養成施設(=大学, 専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就くことができない。



入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- ・家族の帯同が可能。
- ・在留期間の更新可能(上限無し)。

受入れの仕組み

〈養成施設ルート〉

在留資格「留学」として入国

介護福祉士養成施設
(2年以上)

〈実務経験ルート〉

(令和2年4月1日施行)

在留資格「特定技能1号」等(※)として入国

介護施設等で就労・研修(※)
(3年以上)

介護福祉士資格取得(登録)

介護福祉士として業務従事【在留資格「介護」】

在留資格「介護」の在留者数
12,227人(2024年12月末現在)

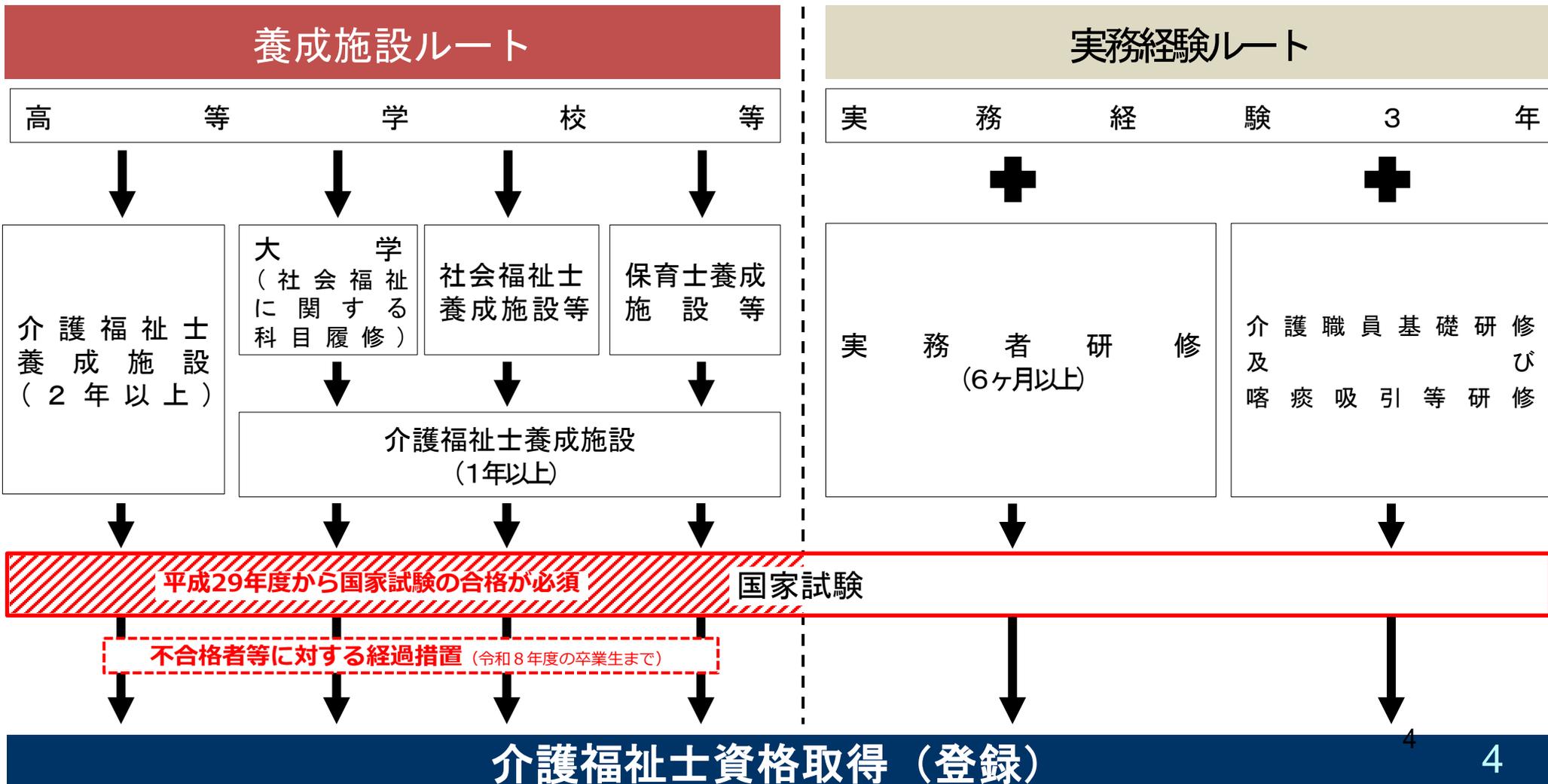
※ 他の在留資格(EPA介護候補者等)で滞在中に介護福祉士試験に合格した場合も、在留資格「介護」に移行可能。

介護福祉士養成施設の卒業生の国家試験義務付けに関する経過措置について

○ 平成29年度より、養成施設の卒業生が介護福祉士の資格を取得するためには、法律上、国家試験合格が必要となっているが、令和8年度までの卒業生には、以下の経過措置が設けられている。

- ①卒業後5年間： 国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格を取得可能。
- ②卒業後6年目以降： 卒業後5年間、介護等の業務に継続的に従事していれば、引き続き資格を取得可能。

※このほか、福祉系高校ルートや、EPAルートがあり、国家試験に合格すれば資格取得が可能



介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯

平成19年改正(平成24年度施行)

- ・ 介護福祉士養成施設の卒業生は、国家試験を受験せずに介護福祉士の資格を取得可能。一方で、3年の実務経験により資格取得を目指す方や福祉系高校の卒業生は、国家試験合格により介護福祉士の資格を取得。
- ・ 介護福祉士の資質の担保、向上を図るため、介護福祉士養成施設の卒業生も国家試験合格を介護福祉士資格取得の要件とするよう、社会福祉士及び介護福祉士法を改正。



平成23年改正(施行日を平成27年度に延長)



平成26年改正(施行日を平成28年度に延長)



平成28年改正(平成29年度施行)



経過措置(令和3年度まで)創設

- ・ 平成19年法改正は平成29年度に施行。一方で、介護福祉士養成施設卒業生への経過措置を創設
 - ① 卒業後5年間は、国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格を取得可能。
 - ② 6年目以降、卒業後5年間、介護等の業務に継続的に従事していれば、引き続き介護福祉士の資格を取得可能。



令和2年改正(経過措置を令和8年度まで延長)